

地力増進法

(昭和五十九年五月十八日法律第三十四号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一八六号

(目的)

第一条 この法律は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「地力」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力をいう。

— 抜 粹 —

(土壌改良資材の表示の基準)

第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物(肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第一項に規定する肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことと併せて土壌に化学的変化以外の変化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。)のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 原料、用途、施用方法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して土壌改良資材を業として製造(配合、加工及び採取を含む。)する者(以下「製造業者」という。)又は土壌改良資材を業として販売する者(以下「販売業者」という。)が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、土壌改良資材の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

地力増進法施行令

(昭和五十九年十月一日政令第二百九十九号)

最終改正:平成八年一〇月二五日政令第三〇六号

内閣は、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地力増進法第十一条第一項の政令で定める種類の土壌改良資材は、次に掲げる物とする。ただし、成分、性能その他の品質に関する事項について農林水産大臣が基準を定めた種類のものにあつては、当該基準に適合しないものを除く。

- 一 泥炭
- 二 バークたい肥
- 三 腐植酸質資材（石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和した物をいう。）
- 四 木炭（植物性の殻の炭を含む。）
- 五 けいそう土焼成粒
- 六 ゼオライト
- 七 バーミキュライト
- 八 パーライト
- 九 ベントナイト
- 十 VA菌根菌資材
- 十一 ポリエチレンイミン系資材（アクリル酸・メタクリル酸ジメチルアミノエチル共重合物のマグネシウム塩とポリエチレンイミンとの複合体をいう。）
- 十二 ポリビニルアルコール系資材（ポリ酢酸ビニルの一部をけん化した物をいう。）

附 則

この政令は、地力増進法の一部の施行の日（昭和六十年五月一日）から施行する。

附 則（昭和六一年一一月二六日政令第三五四号）

この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（平成五年七月二八日政令第二五九号）

この政令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則（平成八年一〇月二五日政令第三〇六号）

この政令は、平成九年三月一日から施行する。